

附属小学校いじめ防止基本方針

佐賀大学教育学部附属小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「附属小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめとは(法第2条を参照して)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守ろうという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- ・ インターネット・SNS上でのやり取りについて、各学年の実態に応じて情報モラル教育を充実させるとともに、正しい情報機器の使い方について指導する。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育、学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通じて児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年2回実施する。結果から児童の様子の変化など分析し、教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめの問題」に関して、児童会としての取組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学年・学級育友会、学校評議員会、常任委員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・ インターネットトラブルについて、適宜情報提供することで保護者へ理解と協力をお願いし、トラブルの未然防止に努める。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて・・・「変化に気づく」>

- ・ 児童の様子を、担任はじめ多くの教職員で見守り、毎週「児童の様子」等で気づいたことを学年で共有し、教頭に随時報告を提出する。さらに事案に応じて全職員に情報を共有する場を設ける。（職員連絡会：教育相談情報交換会）
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいる事があれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聴き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、迅速に管理職に報告するとともにいじめ問題対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。（職員→学年主任→教頭→校長→学校いじめ問題対策委員会）

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。（機動性のあるいじめ防止委員会）
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と家庭と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制

- ・ 校務分掌に「学校いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、指導教諭、心の教育部、養護教諭、教育相談担当、学級担任、関係職員（SC等）とする。
- ・ 児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の調査・把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 佐賀大学をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合は、佐賀大学教育学部及び附属学校運営委員会への報告、重大事態発生時（疑いを含む）の対応等については、法に即して、佐賀大学に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。

特に、重大事態発生時（疑いを含む）は、教育学部に「附属学校いじめ問題対策委員会」を設置し調査を行う。構成は、学部長、附属学校統括長、学校評議員会、弁護士や精神科医、学識経験者等の専門的知識を有する者であって、当該関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない者の参加を図り、調査の公平性・中立性を担保する。調査結果については、学部長が大学本部（学長）に報告する。

- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、育友会や地域の会合（5校連絡協議会）等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。